

## 技能実習生の待遇について講じる措置等に係る労働組合について

(漁業技能実習事業協議会決定第2号第5条及び同協議会決定第3号第5条関係)

- ・ 全日本海員組合（漁船漁業・養殖業）
- ・ 波崎船員組合（漁船漁業）<sup>\*1</sup>
- ・ 三重県船員組合（漁船漁業）<sup>\*1</sup>
- ・ 三重県遠洋漁船船員組合（漁船漁業）<sup>\*1</sup>
- ・ 室戸遠洋漁船船員組合（漁船漁業）<sup>\*1</sup>
- ・ 枕崎漁業労働組合（漁船漁業）<sup>\*1</sup>
- ・ 本浦船員組合（漁船漁業）<sup>\*1</sup>
- ・ 全統一労働組合（漁船漁業・養殖業）

\*1: 平成29年12月13日以前から、当該組合と協議して団体監理型技能実習生の待遇を定めている監理団体又は現に当該組合の組合員である労働者と雇用契約を締結している団体監理型実習実施者に対し実習監理を行う監理団体に限る。